

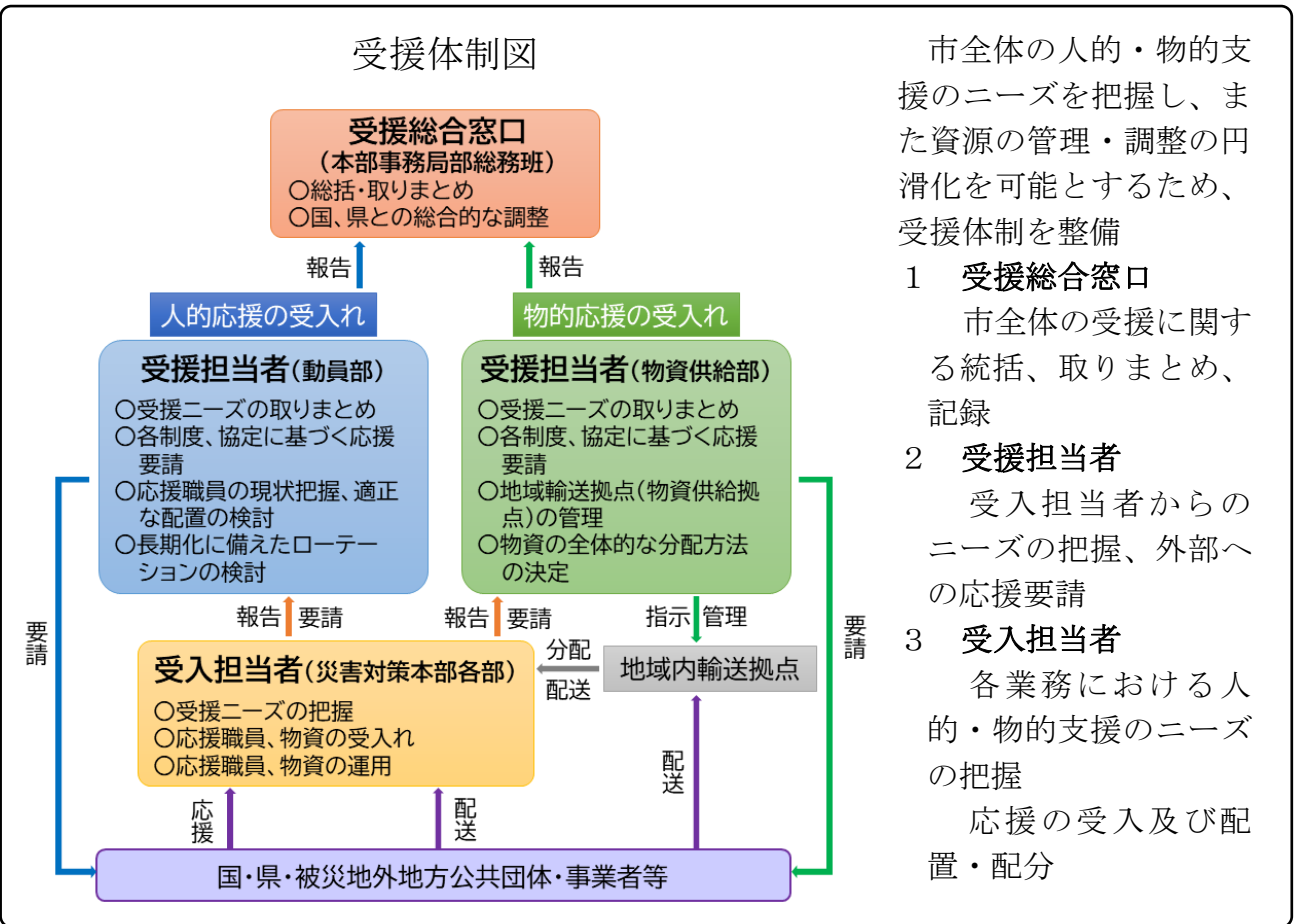
春日井市災害時受援計画の策定について

大規模災害が発生し、人員、物資、ライフライン等の資源が制約された状況下であっても、本市の機能を維持し、早期の復旧と適正な業務執行を行うため、「春日井市業務継続計画」を策定し、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を選定しています。

しかし、本市の対応力を超える大規模災害が発生した場合には、業務の内容や量が拡大し、行政機能の維持が困難となるため、外部からの応援の受け入れが不可欠となります。

そこで、被災地外の地方公共団体等による、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づく職員の派遣や物資の提供等の支援を始め、NPO団体、ボランティア等による支援を最大限に活用し、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施するため、「春日井市災害時受援計画（以下「本計画」という。）」を策定し、本市の受援体制を整備しました。

受援体制図



人的資源が必要となることが見込まれる業務や専門的スキルが必要となる業務等、受援が必要となる23の業務を選定し、概要や必要な人数、要請先、応援を求める業務を記載した受援対象業務シートを作成。

受援総合調整・管理	避難所運営	災害支援本部運営支援	被害情報の収集・伝達
救護	要配慮者支援	遺体の収容及び埋火葬	道路施設復旧
下水道施設復旧	上水道施設復旧	災害廃棄物処理	被災者の健康管理
罹災証明書の交付	義援金受付・支給	警防本部設置・運営	住家の被害認定調査
被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定	仮住まいに関すること・住宅の応急修理	総合相談窓口の設置・運営
災害対策本部運営マネジメント	ボランティア・NPOの受け入れ	地域内輸送拠点の確保・運営及び輸送	